

(別紙)

●「次世代育成支援対策推進法」に基づく京葉銀行第1期行動計画

1. 計画期間 平成17年4月1日～平成20年3月31日まで
2. 内 容
 - <目標1> 仕事と子育ての両立支援として、平成20年3月31日までに**育児短時間勤務制度**を導入する。
 - <目標2> 年次有給休暇の取得促進を図るために、平成20年3月31日までに**年次有給休暇の半日単位付与制度**を導入する。
 - <目標3> 年次有給休暇の取得促進を図るために、平成20年3月31日までに**ファミリーデー（記念日）休暇制度**を導入する。
 - <目標4> 妻出産時の特別有給休暇（出産休暇）の取得を奨励し、現状0%の取得率を高める。
 - <目標5> 少子化対策に寄与すべく、RLC会の充実を図る。

●育児短時間勤務制度

1. 概 要
育児休業規定に子の養育を容易にするための措置として、現行の「所定外労働をさせない」措置の他に「育児短時間勤務」を追加
2. 対象者
小学校就学の始期に達するまでの子（実子または養子）を育てる職員（日々雇用される者を除く）※「育児・介護休業法」の努力義務にも対応
但し、職員組合との協定により、入行1年未満の者等一定の適用除外者あり
3. 短縮時間
所定就業時間について、1日につき2時間を超えない範囲で、30分単位で短縮
例) 通常の時定就業時間 8:45～17:05（繁忙日 17:45）
1時間短縮する場合 9:00～16:20（繁忙日 17:05）
4. 育児短時間勤務中の給与等
短縮時間に応じて減額された定例給与及び諸手当を支給

1日あたりの短縮時間	定例給与支給率
30分	95%
1時間	90%
1時間30分	85%
2時間	80%

育児短時間勤務中の賞与・定期昇給及び退職金の算定については、通常勤務をしたものとみなす

5. 代替措置

子の養育を容易にするための措置（「所定外労働免除」及び「育児短時間勤務」）を申請した行員が配置されている部署には、代替として①または②を認めることとする。

① ショートタイムパートの増員

② 既存ショートタイムパートをミドルタイムパートへ切替

●年次有給休暇の半日単位付与制度

1. 概要

年次有給休暇の取得促進策の一環として、年次有給休暇の半日単位付与制度を追加

●ファミリーデー（記念日）休暇制度

1. 概要

年次有給休暇の取得促進策の一環として、本人または家族にとって記念となる日の属する月に有給休暇（年度内1日）を取得できるファミリーデー休暇制度を追加